

2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書 正誤表履歴

作成日 2007/8/31
最終更新日 2008/4/21

改訂日	追加箇所頁	該当項目	
2007/8/31		新規作成	
2007/9/5	123	上から20行目 告示平12建告第1456号 (第一号)	
2007/9/5	124	下から12行目 告示平12建告第1456号 (第二号ハの後ろ)	
2007/9/5	124	下から7行目 告示平12建告第1456号 (第三号ハ)	
2007/9/5	144	下から2行目	
2007/9/5	145	上から5行目	
2007/9/5	145	下から1行目	
2007/9/5	216	図4.1-1の上部分の詳細関係図(補足資料)	
2007/9/5	450	下から16行目	
2007/9/5	450	下から4行目	(該当項目の誤植2008/2/18)
2007/9/5	549	国住指第1335号	
2007/9/5	342	上から12行目	
2007/9/5	549	国住指第1335号	
2007/10/4	13	表1.4-1中3カ所	
2007/10/4	47	令第129条2の4 枠内の条文	
2007/10/4	233	別表第一	
2007/10/4	234	下から12行目	
2007/10/4	266	δの式	
2007/10/4	309	下から15行目	
2007/10/4	314	図6-3-1囲み部分	
2007/10/4	320	上から7行目	(再訂正)
2007/10/4	344	下から8行目	
2007/10/4	387	表6.6-1鉄筋コンクリート造併用建築物の備考欄	
2007/10/4	397	4章(2)2行目	
2007/10/4	422	図中右上	
2007/10/4	432	イのmheiの式	
2007/10/4	433	第二号のhの式	
2007/10/4	544	表 十九本より線の欄	
2007/10/4	591	脚注2)	
2007/10/4	559	δの式	
2007/10/4	616	本文1行目、2行目	
2007/10/4	634	上から5行目	
2007/10/4	638	(付1.3-38)式	
2007/12/21	88	下から1行目	
2007/12/21	92	告示 平12建告第1352号	
2007/12/21	107	告示 平12建告第1353号	
2007/12/21	123	告示 平12建告第1456号	
2007/12/21	123	上から17行目	
2007/12/21	160	告示 平13国交告第1372号	
2007/12/21	161	下から7行目	
2007/12/21	274	(2)単ぐい 式中	
2007/12/21	319	告示 昭55建告第1791号	
2007/12/21	345	告示 昭55建告第1791号	
2007/12/21	346	上から1行目	
2007/12/21	372	下から2行目 13)	
2007/12/21	378	告示 昭55建告第1791号	
2007/12/21	390	告示 平12建告第1457号	
2007/12/21	406	平12建告第1458号	
2007/12/21	413	参考文献13)	
2007/12/21	421	②の図中	
2007/12/21	423	告示 平12建告第1457号	
2007/12/21	424	上から9行目	
2007/12/21	426	上から18行目	
2007/12/21	426	下から14行目	
2007/12/21	429	1行目	
2007/12/21	436	1行目	
2007/12/21	514	下から5行目	
2007/12/21	515	平13国交告第1113号	
2007/12/21	522	上から18行目	(該当項目の誤植2008/2/18)
2007/12/21	537	上から3行目	
2007/12/21	631	(付1.3-21) 式中	
2007/12/28	425	Pdiの式	(該当項目の誤植2008/2/18)
2007/12/28	425	qdiの式	
2007/12/28	428	qsiの式	
2008/1/22	341	図6.4-3タイトル	
2008/3/14	288	P.288の下から6行目	
2008/3/14	367	上から19行目の引用文献	
2008/3/14	644	下から10行目の引用番号	
2008/4/10	621	下から5行目	
2008/4/21	544	表 棒鋼の欄	
2008/4/21	634	(付1.3-25)式	

今後も追加される可能性がありますので、最新の正誤表については日本建築センターホームページ (<http://www.bcj.or.jp/>) でご確認ください。

また、同解説書への質問と回答を含む「構造関係基準に関する質疑」もホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

頁	該当項目	誤	正
13	表1.4-1中3カ所	中ボルト	ボルト
591	脚注2)		
616	本文1行目、2行目		
47	上から16行目	付録3	付録2
47	令第129条2の4 枠内の条文	建築設備（昇降機を除く。）の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものでなければならない。 2 法20条第2号イまたはロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、・・・・（略）	法第20条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。 一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、第129条の6第一号並びに第129条の8第1項の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。 二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。 三 法第20条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
87	別表第1（9） せつこうボードなどの倍率（は）欄		倍率「0.9」
88	下から1行目	（屋外壁等に用いる場合に限る）	（屋外壁等以外に用いる場合に限る）
92	告示 平12建告第1352号		（告示の枠の右上に追加） （最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1227号）（注1）
107	告示 平12建告第1353号		（告示の枠の右上に追加） （最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1228号）（注1）
123	告示 平12建告第1456号		（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1229号）（注1）
123	上から17行目	ただし、第一号（ロを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定にあつては、令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しないものとする。ことができる。	ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。（注1）
123	上から20行目 告示平12建告第1456号（第一号）	ただし、イ及びニからハまでの規定は、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。	（削除）（注1）
124	下から12行目 告示平12建告第1456号（第二号ハの後ろ）		（追加）（注1） ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算を行った場合においては、この限りでない。
124	下から7行目 告示平12建告第1456号（第三号ハ）	ただし、令第82号第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。	（削除）（注1）
144	下から2行目	同施行令第82条の3及び第1791号第3の	同施行令第82条の6及び第1791号第3
145	上から5行目	令第82条の4	令第82条の3
145	下から1行目	昭55建告第1792号第4に関する通達（昭56号建設省住指発第96号）に示されている	昭55建告第1792号第4に示されている
160	告示 平13国交告第1372号	（最終改正 平成17年国交告第567号）	（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1233号）（注1）
161	下から7行目	（iii）法第20条第一号の規定により	（iii）建築基準法第20条第一号の規定により（注1）

頁	該当項目	誤	正																																																																																																
216	図4.1-1の上部分の詳細関係図(補足資料) *ホムページより差替図ダウンロード有)	<p>法第20条の構造方法と構造計算の組み合わせ【令第36条・令第36条の2】</p> <p>告示:第二号対象建築物(旧特定建築物)の指定 → (新設:H19-593)</p> <p>第一号 第二号 第三号 第四号</p> <p>法第20条第一号の基準 時刻歴解析 告示:時刻歴解析の基準(H12-1461改正)</p> <p>法第20条第二号イの基準 高さ>31m 高さ≤31m 限界耐力計算 保有水平耐力計算 許容応力度等計算</p> <p>告示:それぞれと同等以上の計算基準(多数あり:改正)</p>																																																																																																	
233	別表第一	(第5条関連)	(第6条関係)																																																																																																
234	下から12行目	以下別表第四において同じ	別表第四において同じ																																																																																																
266	δの式	$\delta = \sum_{i=1}^n \frac{w_i}{K_i}$	式中の「wi」→「wj」 $\delta = \sum_{i=1}^n \frac{w_j}{K_i}$																																																																																																
274	(2)単ぐい 式中	$Q_{FN} = \psi \int_{\sigma}^{L_n} qfd_2$ $Q_{FP} = \psi \int_{L_n}^L qfd_2$	$Q_{FN} = \psi \int_0^{L_n} qfd_z$ (QFNの積分区間はLn~σではなくLn~0) $Q_{FP} = \psi \int_{L_n}^L qfd_z$ (微小幅d2ではなくdz)																																																																																																
282	下から4行目	λ0/λの値	ℓ0/ℓの値																																																																																																
284	上から3行目	文献 ³⁾	日本建築防災協会「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」																																																																																																
342	上から12行目																																																																																																		
288	P.288の下から6行目	端部の柱(側柱)	端部の柱(隅柱) 注)「構造関係基準に関する質疑No.126」も併せて参照されたい。																																																																																																
309	下から15行目	Dsの算定時に考慮し、保有水平耐力算定時に	Dsの算定時に考慮した場合は、保有水平耐力算定時に																																																																																																
319	告示 昭55建告第1791号	(最終改正 平成19年5月18日国土交通省告示第595号)	(最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1226号) (注1)																																																																																																
320	上から7行目	径厚比とする。以下同じ。)	径厚比とする。)																																																																																																
329	二イ 3行目	柱及びはりの区分に応じて定めること。	柱及びはりの区分に応じて幅厚比(円形鋼管にあつては、径厚比とする。)の数値が、同表に掲げる式によつて計算した数値以下の数値となる種別として定めること。																																																																																																
330	ロ 2行目	柱及びはりの区分に応じて定めること。	柱及びはりの区分に応じてH形鋼の幅厚比にあつては、同表に掲げる式によつて計算した数値が1以下となる種別として、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管の径厚比にあつては、それぞれ同表に掲げる数値以下の数値となる種別として定めること。																																																																																																
330	表 柱のH形鋼	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th colspan="6">柱</th> <th colspan="6">はり</th> <th rowspan="2">柱及びはりの種別</th> </tr> <tr> <th colspan="2">H形鋼</th> <th colspan="2">角形鋼管</th> <th colspan="2">円形鋼管</th> <th colspan="2">H形鋼</th> <th colspan="2">角形鋼管</th> <th colspan="2">円形鋼管</th> </tr> <tr> <th>断面形状</th> <th>235N級鋼</th> <th>325N級鋼</th> <th>235N級鋼</th> <th>325N級鋼</th> <th>235N級鋼</th> <th>325N級鋼</th> <th>235N級鋼</th> <th>325N級鋼</th> <th>235N級鋼</th> <th>325N級鋼</th> <th>235N級鋼</th> <th>325N級鋼</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼種</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅厚比又は径厚比</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>72</td> <td>44</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/65$</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{47}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>72</td> <td>44</td> <td>F A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{38}\right)^2$</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>83</td> <td>51</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{90}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/68$</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{66}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>88</td> <td>53</td> <td>F B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/48$</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>112</td> <td>68</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{153}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/71$</td> <td>$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{101}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/61$</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>132</td> <td>80</td> <td>F C</td> </tr> </tbody> </table>		部材	柱						はり						柱及びはりの種別	H形鋼		角形鋼管		円形鋼管		H形鋼		角形鋼管		円形鋼管		断面形状	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼		鋼種														幅厚比又は径厚比	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$	25	25	72	44	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/65$	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{47}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$	32	32	72	44	F A		$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{38}\right)^2$	28	28	83	51	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{90}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/68$	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{66}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$	38	38	88	53	F B		$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/48$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$	34	34	112	68	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{153}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/71$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{101}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/61$	51	51	132	80	F C
部材	柱						はり						柱及びはりの種別																																																																																						
	H形鋼		角形鋼管		円形鋼管		H形鋼		角形鋼管		円形鋼管																																																																																								
断面形状	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼	235N級鋼	325N級鋼																																																																																							
鋼種																																																																																																			
幅厚比又は径厚比	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$	25	25	72	44	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/65$	$\left(\frac{b/t_f}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{47}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$	32	32	72	44	F A																																																																																						
	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/47$	$\left(\frac{b/t_f}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{38}\right)^2$	28	28	83	51	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{90}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/68$	$\left(\frac{b/t_f}{12}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{66}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/58$	38	38	88	53	F B																																																																																						
	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/48$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$	34	34	112	68	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{153}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/71$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{101}\right)^2$ 及び $(d/t_w)/61$	51	51	132	80	F C																																																																																						

○の部分追加

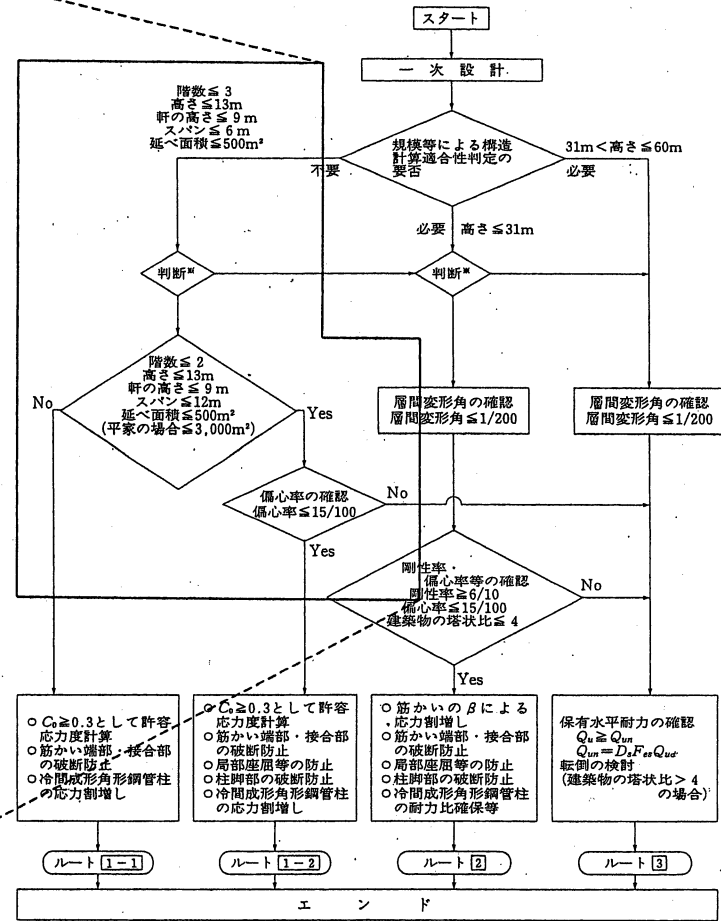
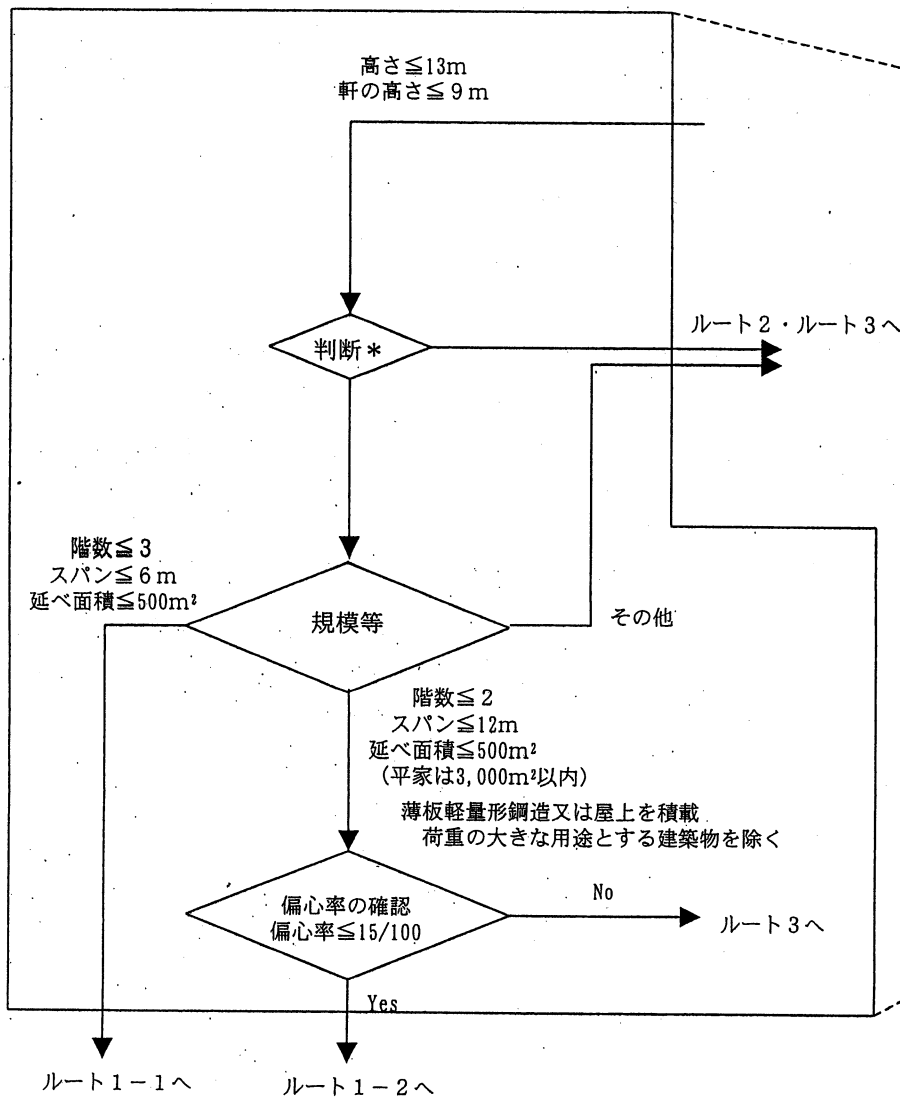
頁	該当項目	誤	正
330	ハ 1行目	イ及びロに定めるほか、種別の異なる柱及びはり が接合されている場合における柱の種別は、	イ及びロに定めるほか、崩壊形に達する場合に塑性 ヒンジを生じないことが明らかな柱の種別は、はりの 種別によることとし、種別の異なる柱及びはり が接合されている場合における柱の種別（崩壊形に達 する場合に塑性ヒンジを生じないことが明らかな柱 の種別を含む。）は、
340	上から17行目	n 1.5（耐力壁にあっては2.0）以上の数値	n 鉄筋コンクリート造にあっては1.5（耐力壁にあっ ては2.0）、鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては1.0 以上の数値
377	上から19行目		
341	図6.4-3タイトル	（志賀博士による） ⁹⁾	（志賀博士による） ²²⁾
344	下から8行目	建物強度（鉛直部材の断面積）	建物強度（基準となる強度）
345	告示 昭55建告第 1791号	（最終改正 平成19年5月18日国土交通省告示第595 号）	（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第 1226号）（注1）
346	上から1行目	ただし、実験によって耐力壁	ただし、第一号ハ、第二号ロ（第一号ロの規定の適 用に係る部分を除く。）及び第三号ハの規定以外の 規定にあっては、実験によって耐力壁（注1）
362	上から4行目	ただし、種別の異なる柱及びはり が接合されている場合における柱の種別は、	ただし、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジを生じな いことが明らかな柱の種別は、表によらずはりの種 別によることとし、種別の異なる柱及びはり が接合されている場合における柱の種別（崩壊形に達す る場合に塑性ヒンジを生じないことが明らかな柱の種 別を含む。）は、
367	上から19行目の引 用文献	番号11)	8)
372	下から2行目 13)	大断面木造建築物設計施工マニュアル1998年版、	鉄筋コンクリート造建物の靱性保証型耐震設計指 針・同解説、（社）日本建築学会
413	参考文献13)	（財）日本建築センター、1988.6	
378	告示 昭55建告第 1791号	（最終改正 平成19年5月18日国土交通省告示第595 号）	（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1226 号）（注1）
387	表6.6-1 鉄筋コンクリート 造併用建築物の備 考欄	（備考欄の記述が平19国交告第593号第二号イを満た す場合と満たさない場合の両方にまたがっている）	（備考欄の記述は、最下段の“平19国交告第593号第 二号イの規定を満たさない場合”にのみかかる）
390	告示 平12建告第 1457号	（最終改正 平成19年5月18日国土交通省告示第595 号）	（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1226 号）（注1）
397	4章（2）2行目	一様地盤地盤中	一様地盤中
406	平12建告第1458号		（告示の枠の右上に追加） （最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1231 号）（注1）
421	②の図中	δ_{si}	δs_i
422	図中右上	地層地盤による増幅Gs	表層地盤による増幅Gs
423	告示 平12建告第 1457号	（最終改正 平成19年5月18日国土交通省告示第598 号）	（最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第 1230号）（注1）
424	上から9行目	各階における耐力の低下がないこと	各階における有害な耐力の低下がないこと（注1）
425	Pdiの式	$Pd_i = \frac{Bd_i m_i}{\sum_{i=1}^N Bd_i m_i} \cdot Qd$	$Pd_i = \frac{Bd_i m_i}{\sum_{j=1}^N Bd_j m_j} \cdot Qd$
425	qdiの式	$qd_i = \frac{Qd_i}{\sum_{i=1}^N Bd_i \cdot m_i \cdot \sum_{i=1}^N m_i \cdot g}$	$qd_i = \frac{Qd_i}{\sum_{j=1}^N Bd_j \cdot m_j \cdot \sum_{j=1}^N m_j \cdot g}$
426	上から18行目	計算しなければならない。	計算しなければならない。ただし、第5ただし書の 規定によって建築物の各階の層間変位を計算した場 合にあっては、建築物の各階の変位が当該層間変位 に達する場合に地下部分に生ずる力を用いて計算す ることができる。（注1）
426	下から14行目	層間変位とする。	層間変位とする。ただし、建築物に生ずる水平力と 変位の関係に基づき、建築物の各部分の質量及び剛 性に基づく固有値解析その他の方法によって第3第 1項に規定する損傷限界固有周期Tdを計算した場 合にあっては、当該損傷限界固有周期Tdにおける 各階の変位を層間変位とすることができる。（注1）
428	qsiの式	$qs_i = \frac{Qui}{Fe_i \sum_{i=1}^N Bs_i \cdot m_i \cdot \sum_{i=1}^N m_i \cdot g}$	$qs_i = \frac{Qui}{Fe_i \sum_{j=1}^N Bs_j \cdot m_j \cdot \sum_{j=1}^N m_j \cdot g}$

頁	該当項目	誤	正
429	1行目	基準の第2表2	基準の第7表2
432	イのmheiの式	r_1	r_1 (ガンマ1)
433	第二号のhの式	r_1	r_1 (ガンマ1)
436	1行目	地盤が液状化を生ずるおそれのない場合で、	地盤の液状化による表層地盤の変形による影響がGsの計算に支障を生じるおそれのない場合で、 (注1)
450	下から16行目	この場合において、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。	(削除) (注1)
450	下から4行目	その他必要な事項表示すること。	その他必要な事項を表示すること。
514	下から5行目	2) 例えば、液状化対策工法、	2) 液状化対策工法、
515	平13国交告第1113号	(最終改正 平成17年7月21日国土交通省告示第690号)	(最終改正 平成19年9月27日国土交通省告示第1232号) (注1)
522	上から18行目	文献5) にまとめられており、	文献7) にまとめられており、
537	上から3行目	規定によらなければならない。	規定を準用しなければならない。(注1)
544	表 十九本より線の欄		(SWPR19N、SWPR19Lの欄に追加) 28.6ミリメートル十九本より 1,780 1,515
544	表 棒鋼の欄		「細径異形P C鋼棒」の区切り線は不要
549	国住指第1335号		注2)
559	δ の式	$\delta = \frac{\sum_{j=1}^n w_j}{\sum_{i=1}^n K_i}$	$\delta = \frac{\sum_{j=i}^n w_j}{K_i}$ Kiの分子にある $\sum w_j$ の下「j=1」→「j=i」
621	下から5行目	17条1項の(27)式を満足することで、 <u>付着に関する許容応力度計算を満足するもの</u> とすることができる。	17条1項の(27)式を満足することで、 <u>引張鉄筋の付着に関する許容応力度計算を満足するもの</u> とすることができる。また、スパン途中で定着される引張鉄筋については、同項の(28)式を満足する場合も同様に扱ってよい。
631	(付1.3-21) 式中	$0.31/(\pi k \alpha_0)$	$1/(\pi k \alpha_0)$
634	上から5行目	モデル化に有効なものであり、	モデル化に有効なものであるが、
634	(付1.3-25)式	$r_1 + 1 - 1.25r_0$	$r_1 = 1 - 1.25r_0$
638	(付1.3-38)式	$\sqrt{\text{が}M/(Q \cdot D)}$ にだけかかっている	$\sqrt{\text{は、}M/(Q \cdot D) + 0.12}$ の全体にかかる
644	下から10行目の引用番号	20)	18)
695	付表1.6-1	Pt 0.8%以上	Pt 0.8%以下
704	上から5行目	耐震設計にあっては、 <u>本付録に示された数値を参考として、それぞれの項目に配慮</u>	耐震設計にあっては、 <u>以下に示すそれぞれの項目に配慮</u>

注1) 平成12年建設省告示第1352号(P92)、平成12年建設省告示第1353号(P107)、平成12年建設省告示第1456号(P123)、平成12年建設省告示第1458号(P406)、平成13年国土交通省告示第1113号(P537)及び平成13年国土交通省告示第1372号(P161)については、政令改正に伴う引用条文の番号の修正等の形式的な変更を見込んだ内容としておりました。この告示変更が、平成19年9月27日に公布された一連の告示(国交告第1226号から1234号まで)によって行われましたので、相違があった個所について訂正しています。また、さらに、昭55建告第1791号及び平12建告第1457号についても変更がなされたので、訂正しています。

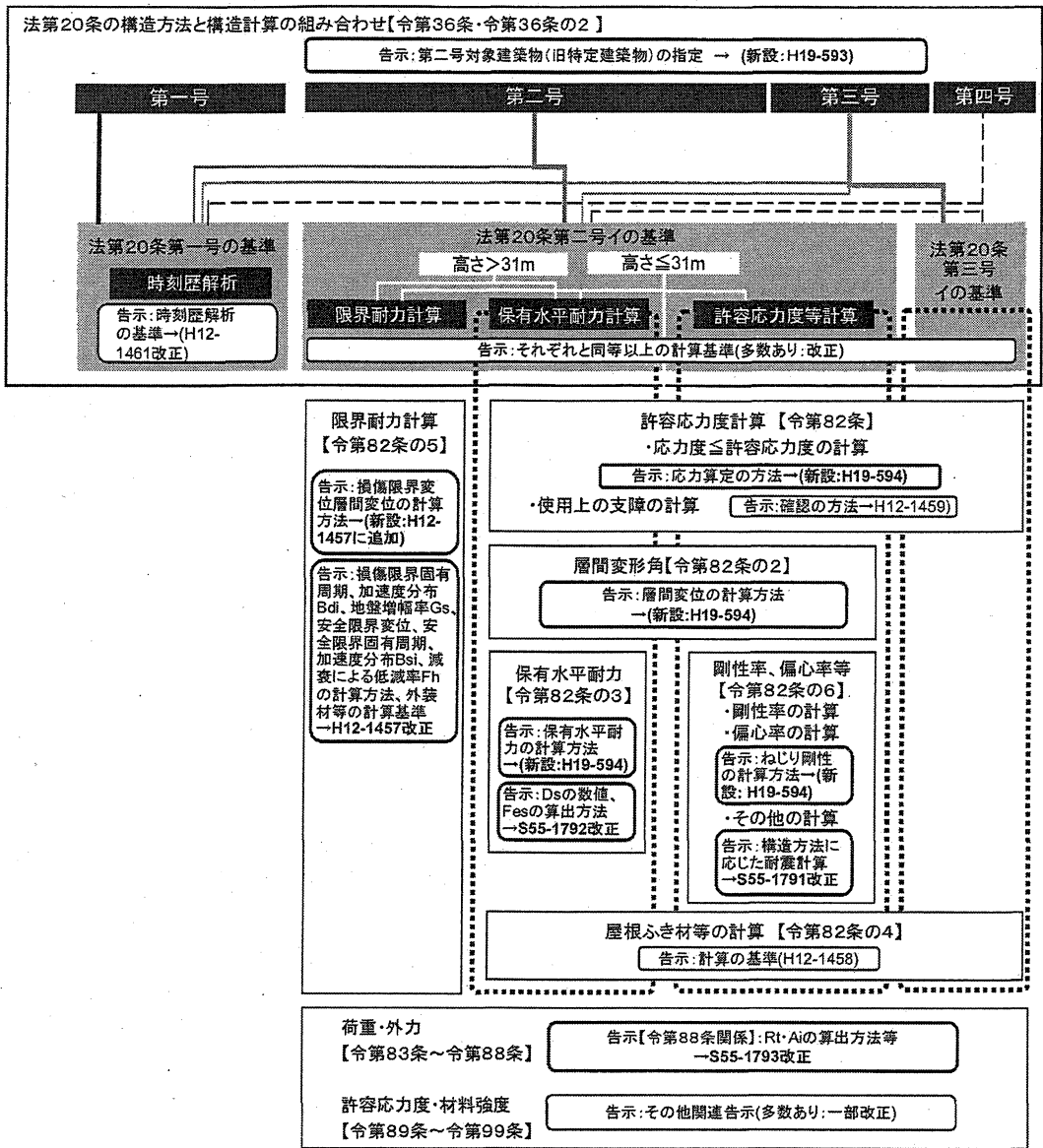
注2) 参考資料に掲載している技術的助言(国住指第1335号)については、平成19年8月10付けで一部改正が行われていますが、本正誤表にはそれによる訂正を含めていません。内容は国土交通省のホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.html でご確認ください。

注3) 平成19年10月5日に、令第81条第2項第二号イの規定に基づく構造計算の基準として平19国交告第1274号が公布されていますので、これについても、注2)に示した国土交通省のホームページでご確認ください。



※ 判断とは設計者の設計方針に基づく判断のことである。例えば、高さ31m以下の建築物であっても、より詳細な検討を行う設計法であるルート③を選択する判断等のことを示している。

図6.3-1 鉄骨造建築物の二次設計の構造計算フロー



※「H19-593」等は、大臣告示の公布年及び番号を示す。

図4.1-1 主要な構造計算規定の適用関係